

居宅介護支援事業所ライフビラ姫路 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 姫路尚歯会が開設する居宅介護支援事業所ライフビラ姫路（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 - 5 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 7 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第 38 号、平成 11 年 3 月 31 日付）」第 13 条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所ライフビラ姫路
- (2) 所在地 兵庫県姫路市飯田 3 丁目 4 4 番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：1名（主任介護支援専門員：介護支援専門員と兼務）

管理者は、所属従業者を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 介護支援専門員：常勤換算で3名以上（うち1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日から日曜日とする。ただし、毎月の第2、第4日曜日と12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：1階 居宅介護支援事業相談室

(2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所：1階 居宅介護支援事業相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回程度とする。

2 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の閲覧可能な場所にファイル等にて備え置く。

3 次条の通常の事業の実地域を越えて行う指定居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車の場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 1kmあたり 10円

(2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市とする。

(その他運営に関する留意事項)

第8条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、従業者の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 居宅介護支援事業は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待の防止のための検討委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 専任の虐待防止対策担当者を配置
 - (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
 - (4) 虐待等について利用者及びその家族が相談、従業者が報告できる体制の整備
 - (5) 虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策の策定と評価
- 2 居宅介護支援事業は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 居宅介護支援事業は、利用者の個人情報について「個人情報保護法に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 居宅介護支援事業が得た利用者の個人情報については、本事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(記録の整備)

第11条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する居宅介護支援事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(居宅サービス計画の説明等)

第12条 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。

(地域ケア会議への参加)

第13条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)

第14条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を提出した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

(サービス実施状況の継続的な把握及び評価)

第15条 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、感染症予防委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症予防委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 居宅介護支援事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 従業者に対する感染症を防止するための研修及び訓練の実施

(業務継続計画の策定等)

第17条 居宅介護支援事業は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 居宅介護支援事業は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 居宅介護支援事業は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 居宅介護支援事業は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(暴力団員等の排除)

第19条 居宅介護支援事業において、管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 居宅介護支援事業は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

3 居宅介護支援事業は、指定居宅介護支援事業の提供にあたり、居宅介護支援を利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

(1) 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

(2) 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 7 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。変更申請（第 10 条、第 11 条追加。）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

変更申請（第 12 条、第 13 条、第 14 条追加。）

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

変更内容（第 2 条 5 項、6 項追加。第 4 条一部改定。

第 6 条 2 項一部改定。第 9 条改定。第 12 条改定。

第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条追加。）

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。変更申請（第 5 条一部改定。第 19 条追加。）